

矢 掛 町 農 業 委 員 会 議 事 録

1. 開催日時

令和元年5月10日（金）午前9時30分～午前11時00分

2. 開催場所

矢掛町役場 2階 第1会議室

3. 出席委員 16名

農業委員			農地利用最適化推進委員		
1 番	岸野 敏夫	出	矢掛地区推進委員	林 義夫	出
2 番	高槻 祥治	出	美川地区推進委員	谷許 和昭	出
3 番	鳥越 幸男	出	三谷地区推進委員	藤原 邦夫	出
4 番	渡邊 卓司	出	山田地区推進委員	原野 尚徳	出
5 番	片山 悦志	出	川面地区推進委員	鳥越 哲夫	出
6 番	小野 孝一郎	出	中川地区推進委員	石井 博	出
7 番	平井 康夫	出	小田地区推進委員	田邊 登	出
8 番	平井 忠行	出			
9 番	高月 周次郎	出			

4. 議案日程

- (1) 議案第5号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- (2) 議案第6号 農地法第4条の規定による転用の許可申請について
- (3) 議案第7号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- (4) 議案第8号 農地法第5条の規定による使用貸借権設定の許可申請について
- (5) 議案第9号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について
- (6) 議案第10号 農用地利用集積計画（案）の決定に対する意見について
（賃貸借権・使用貸借権設定に関するもの）
- (7) 議案第11号 農用地利用集積計画（案）の決定に対する意見について
（農地中間管理権の設定に関するもの）
- (8) 議案第12号 農業委員会の適正な事務実施に基づく「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」の決定について

(9) 議案第13号 農業委員会の適正な事務実施に基づく「令和元年度の目標及び
その達成に向けた活動計画」の決定について

5. 議案の内容

別紙のとおり

議 長	それでは、ただ今から令和元年度第2回農業委員会総会を開催します。 会議に入る前に本日の署名委員を指名いたします。 署名委員は3番 鳥越委員と、4番 渡邊委員にお願いします。 本日の議事につきましては議案第5号から議案第13号の9議案です。
議 長 事 務 局	議案第5号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、 7件議題といたします。 事務局の説明をお願いします。 (議案朗読説明) 以上7件について、別添調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。
議 長	事務局の説明が終わりました。
議 長 7 番 委 員 議 長	事案番号5番につきましては、谷許委員の自己に関することであり、「農業委員会等に関する法律」第31条及び「矢掛町農業委員会会議規則」第10条の議事参与の制限に該当しますので、この議案の審議が終了するまで谷許委員の退席をお願いします。 (午前9時32分 谷許委員 退席) 事案番号5番につきまして、地元委員の意見をお願いします。 この土地は利用権設定をしていますが、耕作者が耕作困難な為、解約をします。その後、この土地を譲受人が譲り受けます。問題はないと思います。 地元委員から意見がありましたが、事案番号5番につきまして、他にご意見はございませんか。 (異議なし) 異議がございませんので、事案番号5番につきましては、

	許可と決定いたします。 (午前9時34分 谷許委員 着席)
議 長 三谷地区 推進委員 議 長	事案番号 <u>6</u> 番につきまして、地元委員の意見をお願いします。 この土地は、以前から譲受人が借りうけて耕作をされています。この度、譲受人に譲渡します。問題はないと思います。 地元委員から意見がありましたが、事案番号 <u>6</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。 (異議なし) 異議がございませんので、事案番号 <u>6</u> 番につきましては、許可と決定いたします。
議 長 1 番 委 員 議 長	事案番号 <u>7</u> 番につきまして、地元委員の意見をお願いします。 この土地は、転用地と交換します。問題はないと思います。 地元委員から意見がありましたが、事案番号 <u>7</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。 (異議なし) 異議がございませんので、事案番号 <u>7</u> 番につきましては、許可と決定いたします。
議 長 3 番 委 員 議 長	事案番号 <u>8</u> 番につきまして、地元委員の意見をお願いします。 譲渡人はご高齢で耕作が困難な為、譲受人に譲渡します。問題はありません。 地元委員から意見がありましたが、事案番号 <u>8</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。

	(異議なし) 異議がございませんので、事案番号 <u>8</u> 番につきましては、許可と決定いたします。
議 長	事案番号 <u>9</u> 番につきまして、地元委員の意見をお願いします。
3 番委員	譲渡人は町外にお住まいで土地の管理が困難な為、この土地の近くに住まれている譲受人に譲渡します。譲受人も町外にお住まいですが、農地を所有されており、週に1回は来られているようです。問題はないと思います。
議 長	地元委員から意見がありましたが、事案番号 <u>9</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。 (異議なし) 異議がございませんので、事案番号 <u>9</u> 番につきましては、許可と決定いたします。
議 長	事案番号 <u>10</u> 番につきまして、地元委員の意見をお願いします。
2 番委員	この土地は、以前から譲受人が耕作をされていました。この度、譲渡人から譲受人へ所有権移転をします。問題はないと思います。
議 長	地元委員から意見がありましたが、事案番号 <u>10</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。 (異議なし) 異議がございませんので、事案番号 <u>10</u> 番につきましては、許可と決定いたします。
議 長	事案番号 <u>11</u> 番につきまして、地元委員の意見をお願いします。
2 番委員	この土地は、以前から譲受人が耕作をされています。所有権移転をします。

議 長	問題はないと思います。 地元委員から意見がありましたが、事案番号 <u>11</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。 (異議なし) 異議がございませんので、事案番号 <u>11</u> 番につきましては、許可と決定いたします。
議 長	議案第 <u>6</u> 号 農地法第4条の規定による転用の許可申請について、<u>2</u> 件議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局	(議案朗読説明)
議 長	事務局の説明が終わりました。
美川地区 推進委員	事案番号 <u>2</u> 番につきまして、地元委員の意見をお願いします。 昨年の豪雨により墓地が壊れた為、申請人が所有するこの土地に新しく墓地を造ります。問題はないと思います。
議 長	地元委員から意見がありましたが、事案番号 <u>2</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。 (異議なし) 異議がございませんので、事案番号 <u>2</u> 番につきましては、許可と決定いたします。
議 長	事案番号 <u>3</u> 番につきまして、地元委員の意見をお願いします。
8 番 委 員	申請人の住宅は、昨年の豪雨により倒壊しました。申請人が所有する土地に、住宅と農業用倉庫を建てます。雨水は、既存の水路に流します。下水も接続します。周辺の土地に影響はないと思いますので、問題はありません。

議 長	地元委員から意見がありましたが、事案番号 <u>3</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。 (異議なし) 異議がございませんので、事案番号 <u>3</u> 番につきましては、許可と決定いたします。
議 長	以上 <u>2</u> 件について許可処分を行うことを議決します。
議 長	議案第 <u>7</u> 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について、<u>4</u> 件議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局	(議案朗読説明)
議 長	事務局の説明が終わりました。
5 番委員	事案番号 <u>1</u> 番につきまして、地元委員の意見をお願いします。 譲受人は、この土地を譲渡人から譲り受け、そこに住宅を建てます。周辺の土地には影響はないと思いますので、問題はありません。 地元委員から意見がありましたが、事案番号 <u>1</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。 (異議なし) 異議がございませんので、事案番号 <u>1</u> 番につきましては、許可と決定いたします。
議 長	事案番号 <u>2</u> 番につきまして、地元委員の意見をお願いします。
三谷地区 推進委員	この土地は、既に露天資材置場と露天駐車場に転用されています。始末書が添付されています。今後も周辺の土地に影響はないと思います。問題はありません。
議 長	地元委員から意見がありましたが、事案番号 <u>2</u> 番につきまして、

	他にご意見はございませんか。 (異議なし) 異議がございませんので、事案番号 <u>2</u> 番につきましては、許可と決定いたします。
議 長	事案番号 <u>3</u> 番につきまして、地元委員の意見をお願いします。
1 番委員	譲受人が、この5筆を露天資材置場に転用します。この土地の北側は河川、東側と西側は工場です。南側は農地です。転用後、周辺の土地に影響はないと思います。雨水等は既存の排水路に流します。問題はないと思います。
議 長	地元委員から意見がありましたが、事案番号 <u>3</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。 (異議なし) 異議がございませんので、事案番号 <u>3</u> 番につきましては、許可意見として岡山県農業会議に諮問すること及び岡山県農業会議から許可を適当とする答申があった場合には許可処分を行うことを議決します。
議 長	事案番号 <u>4</u> 番につきまして、地元委員の意見をお願いします。
3 番委員	譲渡人は県外にお住まいです。 この土地は保全管理の状態で、国道沿いにあります。この土地に隣接する北側の土地は、譲受人が所有する宅地です。その宅地と申請地を一帯にして、3階建て賃貸マンションと露天駐車場を建設します。周辺の土地に影響はないと思います。問題はありません。
議 長	地元委員から意見がありましたが、事案番号 <u>4</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。 (異議なし) 異議がございませんので、事案番号 <u>4</u> 番につきましては、

	許可と決定いたします。
議 長	議案第 <u>8</u> 号 農地法第5条の規定による使用貸借権設定の許可申請について、 <u>2</u> 件議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局	(議案朗読説明)
議 長	事務局の説明が終わりました。
議 長	事案番号 <u>2</u> 番につきまして、地元委員の意見をお願いします。
5 番委員	貸渡人と借受人は、親子です。貸渡人の土地に借受人が、農家住宅を建てます。 周辺の土地には影響はないと思いますので、問題はありません。
議 長	地元委員から意見がありましたが、事案番号 <u>2</u> 番につきまして、 他にご意見はございませんか。 (異議なし) 異議がございませんので、事案番号 <u>2</u> 番につきましては、 許可と決定いたします。
議 長	事案番号 <u>3</u> 番につきましては、 <u>平井康夫委員</u> の自己に関することであり、「農業委員会等に関する法律」第31条及び「矢掛町農業委員会会議規則」第10条の議事参与の制限に該当しますので、この議案の審議が終了するまで <u>平井委員</u> の退席をお願いします。 (午前10時12分 平井委員 退席) 事案番号 <u>3</u> 番につきまして、地元委員の意見をお願いします。
美川地区 推進委員	借受人の住宅に接する道路が無い為、この土地を住宅に接する通路にします。 問題はないと思います。
議 長	地元委員から意見がありましたが、事案番号 <u>3</u> 番につきまして、

	他にご意見はございませんか。 (異議なし) 異議がございませんので、事案番号 <u>3</u> 番につきましては、許可と決定いたします。 (午前 10 時 14 分 平井委員 着席)
議 長	議案第 <u>9</u> 号、耕作放棄地に係る農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断について、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	(議案朗読説明)
議 長	事務局の説明が終わりました。
山田地区 推進委員	事案番号 <u>1</u> 番につきまして、地元委員の意見をお願いします。 この土地は、周囲を山林原野に囲まれており、農地への復旧は困難であると判断しました。
議 長	地元委員から意見がありましたが、事案番号 <u>1</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。 (異議なし) 異議がございませんので、事案番号 <u>1</u> 番につきまして、非農地と判断することを議決いたします。
議 長	議案第 <u>10</u> 号 矢掛町農用地利用集積計画書 (No. 135) (案) の決定に対する意見について、賃貸借権・使用貸借権に関するものを <u>348</u> 件議題といたします。事務局から説明をお願いします。
事 務 局	(集積計画の概要説明)
議 長	それでは個別の案件について、矢掛地区から確認報告をお願いします。

矢掛地区 推進委員	矢掛地区について説明します。 矢掛地区で申請のあった全案件について確認を行いました。 すべて適正に管理できるものと思いますので、許可して問題ないと考えます。
美川地区 推進委員	美川地区について説明します。 美川地区で申請のあった全案件について確認を行いました。 すべて適正に管理できるものと思いますので、許可して問題ないと考えます。
三谷地区 推進委員	三谷地区について説明します。 三谷地区で申請のあった全案件について確認を行いました。 すべて適正に管理できるものと思いますので、許可して問題ないと考えます。
山田地区 推進委員	山田地区について説明します。 山田地区で申請のあった全案件について確認を行いました。 すべて適正に管理できるものと思いますので、許可して問題ないと考えます。
川面地区 推進委員	川面地区について説明します。 川面地区で申請のあった全案件について確認を行いました。 すべて適正に管理できるものと思いますので、許可して問題ないと考えます。
中川地区 推進委員	中川地区について説明します。 中川地区で申請のあった全案件について確認を行いました。 すべて適正に管理できるものと思いますので、許可して問題ないと考えます。
小田地区 推進委員	小田地区について説明します。 小田地区で申請のあった全案件について確認を行いました。 すべて適正に管理できるものと思いますので、許可して問題ないと考えます。
事 務 局	町外について説明します。 町外で申請のあった全案件について確認を行いました。 すべて適正に管理できるものと思いますので、許可して問題ないと考えます。
議 長	確認報告が終わりました。 この件につきまして、計画書どおり決定してよろしいか。

	(異議なし) 異議がございませんので、計画書どおり決定いたします。
議 長 事 務 局	議案第 <u>11</u> 号 矢掛町農用地利用集積計画書 (No. 136) (案) の決定に対する意見について、事務局から説明をお願いします。 議案第 11 号については、農地中間管理機構を通じて農地の貸借を行う案件であります。農地中間管理機構が所有者から借り受ける農地を選定し、その内容で市町村長が決定するもので、計画に対し農業委員会の意見を提出することとなっているものです。 (計画の内容について説明)
議 長	事務局からの説明がありましたが、意見等をお願いします。 (異議なし)
議 長	異議がございませんので、議案第 11 号について、計画書どおり決定いたします。
議 長 事 務 局	議案第 <u>12</u> 号 農業委員会の適正な事務実施に基づく「平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」の決定について、議題といたします。 事務局の説明をお願いします。 議案第 12 号別紙をご覧ください。 平成 31 年 3 月の総会で点検・評価の案を決定し、ホームページ等で意見募集することとし、約 1 カ月間 (3/15～4/15) ホームページ・窓口で意見を募集しました。結果は別紙のとおり、ありませんでした。この結果を踏まえ、点検・評価は補正を行うことなく案のとおり決定していただきたいという内容です。
議 長	事務局の説明が終わりました。「平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」につきまして、ご意見はありませんか。 (異議なし)

	異議がございませんので、議案第 1 2 号別紙のとおり、点検・評価を決定することを議決します。今後、ホームページ等を活用し点検・評価を掲載し、農業委員会の活動を広く周知することとします。
議 長	議案第 1 3 号 農業委員会の適正な事務実施に基づく「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画」の決定について、議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局	議案第 1 3 号別紙をご覧ください。（H30年度との変更点を説明） 平成 3 1 年 3 月の総会で活動計画の案を決定し、ホームページ等で意見募集することとし、約 1 カ月間（3/15～4/15）ホームページ・窓口で意見を募集しました。結果は別紙のとおり、ありませんでした。この結果を踏まえ、活動計画は補正を行うことなく案のとおり決定していただきたいという内容です。
議 長	事務局の説明が終わりました。「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画」につきまして、ご意見はありませんか。 （異議なし） 異議がございませんので、議案第 1 3 号別紙のとおり、活動計画を決定することを議決します。今後、ホームページ等を活用し活動計画を掲載し、農業委員会の活動を広く周知することとします。
議 長	次に報告事項について確認します。 利用目的の変更届について 地元委員の確認報告をお願いします。
6 番委員	確認しました。1 番は、3 筆です。機械を入れて耕作をするのが難しい土地の為、数年前から畑として利用し、現在野菜を植えられています。田から畑に変更します。

議 長	農地法第 18 条の規定による合意解約通知について 地元委員の確認報告をお願いします。
7 番委員	確認しました。1 番は、所有権移転をする為、解約をします。
三谷地区 推進委員	確認しました。2 番は、所有権移転をする為、解約をします。
1 番委員	確認しました。3 番から 6 番は、転用する為、解約をします。
中川地区 推進委員	確認しました。7 番は、別の方が耕作をされる為、解約をします。 8 番、9 番、10 番は、別の方が耕作をされる為、解約をします。
議 長	以上で、今月の議案についての審議は終了いたしました。 これをもって、本日の農業委員会総会を終了いたします。